

稚内市環境づくり会議会則

(名称)

第1条 この会は、稚内市環境づくり会議（以下「環境づくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 稚内市の環境の保全と創出を目指し、稚内市環境基本計画に基づく環境保全活動を、市民、事業者及び各種団体が連携、協働して積極的に取り組むことを目的として設立する。

(活動)

第3条 環境づくり会議は、前条の目的を達成するため、自主的な運営による企画及び実践に関する取り組みを行うものとする。

(組織)

第4条 環境づくり会議の会員は、第2条の目的に賛同するもので、市民、学識経験者、事業者及び各種団体をもって構成する。

2 環境づくり会議に入会する者は、入会申込書を事務局に提出する。

(役員)

第5条 環境づくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において会員の互選によって選出し、幹事は専門部会の部会長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は、環境づくり会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 環境づくり会議は、第3条の活動を推進するため、総会又は役員会を開催する。

- 2 定期総会は、年1回、臨時総会は必要のつど会長が招集し、役員を選出及び活動方針等を決定する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は過半数の賛成をもって決する。
- 4 役員会は、役員をもって構成する。
- 5 役員会は、必要に応じて会長が招集し、活動及び環境づくり会議の運営に関して協議を行う。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第9条 活動の具体的な推進を図ることを目的に、役員会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する会員及び構成する会員の中から希望する者をもって構成する。
- 3 専門部会に正副部会長を置く。
- 4 正副部会長は、専門部会を構成する会員の互選によって選出する。
- 5 部会長は、専門部会を総括する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第10条 環境づくり会議の庶務は、環境共生課において処理する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、環境づくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が環境づくり会議に諮り、別に定める。

附 則

この会則は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。